

○総務省告示第四百八十八号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十五日

総務大臣 川端 達夫

届出をした指定県 の名称	届出に係る事務の範囲	
福島県		
	事務	学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一章の規定により都道府県が処理することとされ

<p>教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）</p>	<p>ている事務</p>
<p>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）</p>	<p>予防接種法第六条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条及び第八条並びに予防接種法施行令第四条、第五条及び第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）</p>	<p>学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務</p>
<p>児童扶養手当法（昭和三十三年法律第二百三十八号）</p>	<p>児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十条、第十四条から第十六条まで、第二十三条</p>

	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）</p>
<p>、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条及び第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条及び第十七条、第十九条、第二十二条及び第二十四条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第</p>

届出をした指定市の名称		届出に係る事務の範囲		
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	法律又は政令	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	事務	三十五条から第三十七条までの規定により行 政庁が処理することとされている事務
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）		児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務		

<p>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）</p>	<p>予防接種法第五条、第六条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十号）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）</p>	<p>一 学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務</p>

<p>児童扶養手当法（昭和三十 六年法律第二百三十八号）</p>	<p>児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十 二条、第十四条から第十六条まで、第二十三条 、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十 九条及び第三十条の規定により市が処理するこ ととされている事務</p>
<p>老人福祉法（昭和三十八年 法律第三百三十三号）</p>	<p>老人福祉法第五条の四第一項（第十一条に係る 部分に限る。）、第十一条、第十二条、第二十 七条及び第二十八条の規定により市町村が処理 することとされている事務</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給 に関する法律（昭和三十九 年法律第三百三十四号）及び 特別児童扶養手当等の支給</p>	<p>一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 十七条並びに第十九条、第二十二條及び第二 十四條（第二十六條の五において準用する場 合を含む。）並びに第二十六條の二の規定に</p>

<p>に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）</p>	<p>より市が処理することとされている事務</p> <p>二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により市が処理することとされている事務</p> <p>三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務</p> <p>四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）</p>	<p>母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている</p>

	事務
<p>介護保険法（平成九年法律 第二百二十三号）</p>	<p>介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四章第二節、第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号、第二項第一号から第三号まで及び第六号並びに第十項、第百十五条の四十五の五第一項（第百十五条の四十五の六第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の四十五の七第一項、第百十五条の四十五の八、第百十五条の四十五の九、第百十五条の四十六並びに第百十五条の四十七の規定により市町村が処理することとされている事務（市町村が同法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより行う場合における同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を除く。）</p>

	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）</p>	<p>子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第四十二条、第四十三条、第五十四条及び附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	

届出をした指定町 村の名称	法律又は政令	届出に係る事務の範囲 事務
福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号） 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防	学校教育法第十八条、第十九条及び第三十八条（第四十九条において準用する場合を含む。）並びに学校教育法施行令第一章の規定により市町村が処理することとされている事務 児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務 予防接種法第五条、第六条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十

飯館村

<p>接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）</p>	<p>一 号）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第七條、第八條、第五章及び第二十八條並びに予防接種法施行令第四条から第七條まで及び第十六條（第二十三條において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）</p>	<p>一 学校保健安全法第十一条及び第十二條並びに学校保健安全法施行令第三條及び第四條の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 学校保健安全法第二十四條の規定により地方公共団体が処理することとされている事務</p>
<p>老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）</p>	<p>老人福祉法第五條の四第一項（第十一条に係る部分に限る。）第十一條、第十二條、第二十二條</p>

	<p>母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）</p>	<p>七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）</p>	<p>母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四章第二節、第一百五十五条の四十五第一項第一号及び第二号、第二項第一号から第三号まで及び第六号並びに第十項、第一百五十五条の四十五の五第一項（第一百五十五条の四十五の六第四項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の四十五の七第一項、第一百五十五条の四十五の八、第一百五十五条の四十五の九、第一百五十五条の四十六並び</p>

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）</p>	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>に第百十五条の四十七の規定により市町村が処理することとされている事務（市町村が同法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより行う場合における同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を除く。）</p>

<p>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）</p>	<p>子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、第二十九条、第三十条の五、第三十条の十一、第四十二条、第四十三条、第五十四条及び附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）</p>	<p>児童扶養手当法施行令第十条の規定により福祉事務所を設置しない町村が処理することとされている事務</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

附 則（平成二十三年総務省告示第四百八十八号）

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年総務省告示第四百十一号）

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年総務省告示第三百六十五号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五章第二節第二款並びに障害者を総合的に支援する章第二節第二款の規定こととされている事務
-------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

障害者の日常生活及び社会
障害者の日常生活及び社会生活を総合的

社会生活を総合的に支援
条、第十六条及び第二章
害者の日常生活及び社会
るための法律施行令第二
により市町村が処理する

を

<p>子ども・子育て支援法（平 成二十四年法律第六十五号 ）</p>	<p>生活を総合的に支援するた めの法律（平成十七年法律 第二百二十三号）及び障害者 の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法 律施行令（平成十八年政令 第十号）</p>
<p>子ども・子育て支援法第二十 条、第二十九条、第四十二 条、第四十三条、第四十 四条及び附則第六条の規定 により市町村が処理する こととされている事務</p>	<p>するたための法律第十五条、 第十六条及び第二節第二款 並びに障害者の日常生活及 生活を総合的に支援するた めの法律施行令第二章第二 節第二款の規定により市町 村が処理することとされて いる事務</p>

令第二
理する

七条、
第五十
が処理

に改める改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から

施行する。

（施行前の準備）

2 この告示による改正後の平成二十三年総務省告示第四百八十八号による子ども・子育て支援法第二十条の規定による支給認定の手続、同法第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この項において「情報の提供等」という。）、同法第四十三条の規定による同法第二十九条第一項の確認の手続、同法第五十四条の規定による情報の提供等その他の行為

は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成二十七年総務省告示第百二十七号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年総務省告示第百五十号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年総務省告示第百六十五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年総務省告示第百九十一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年総務省告示第七十五号)

この告示は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年総務省告示第百十二号)

この告示は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。